



大塚グループ・グローバル 腐敗防止ポリシー

(参考訳)

大塚ホールディングス株式会社

はじめに

腐敗防止への法的対応は、域外適用¹をはじめ、全世界で強化されてきており、特にグローバル企業は、腐敗を防ぐためにさらに厳しい規準で業務を行う責任があります。一方、グローバル市場における大塚グループの存在感は増しており、その中で、私たちは、全拠点において、高い倫理観に基づき事業に取り組んでいく決意をしています。大塚のビジネスは世界において事業内容も地域も拡大されており、私たちは各国の法律や国際基準を遵守することが求められています。私たちは、公務員・私人（民間人）、直接・間接、国内・国外の別を問わず、何らかの事業利益を不正に確保する意図に基づき「価値あるもの」（定義は注記6に記載）の提供や受領をしません。事業の所在地に左右されることなく、誠実さや透明性を維持した活動に従事する決意があつてこそ、グローバル企業として成功を収め続けることが可能となります。そして、この決意をもとにした事業活動が、全世界の患者さんや一般消費者、医療関係者、顧客、そしてステークホルダーの信頼を維持することに繋がります。

概要

大塚グループ・グローバル腐敗防止ポリシー（以下、本ポリシー）は、適用する腐敗防止法を遵守し、誠実さに基づく業務活動を実施することに全力を尽くす意思を表明したものです。さらには、いかにして腐敗防止法違反の潜在的リスクを察知し、未然に予防・回避するかについての基本方針を示しています。この方針は、世界各地に展開する私たちの事業活動に等しく適用され、腐敗防止における私たちのグローバルスタンダードとして、最低限守るべき倫理基準を明確化しています。本ポリシーは、関連するすべての法令や規定などを補足するものです。現地の法令が本ポリシーより厳格な行動規準を課す場合もありますが、その際は、より厳しいルールの方が適用されます。²逆に現地の法令が本ポリシーよりも緩やかな基準になっている場合は、本ポリシーに従って行動してください。

腐敗行為防止に取り組む私たちの姿勢を理解して行動するためには、役職を問

¹ 米英の一部の法律（FCPA、U.K. Bribery Act）においては、当該国内にとどまらず、日本も含め広く法規制や罰則が適用されます。

² 日本においては医療関係者に対する飲食・物品の提供については、医療用医薬品製造販売業公正競争規約及び日本製薬工業協会が定める医療用医薬品プロモーションコードが適用されます。また、公務員に対する飲食・物品の提供については国家公務員倫理規程あるいは各地方公共団体が定める倫理規程が適用されます。

わず全従業員が本ポリシーを読んで理解し、さらには行動指針とすることが重要です。この責任は、大塚の業務に関連する第三者³に対しても同様に求められます。

腐敗リスクに関わる全状況を本ポリシーで網羅することは不可能です。どんな行動をとるべきか思い悩む際には、行動に踏み切る前に、社内の法務またはコンプライアンス部門に相談してください。本ポリシーへの理解や認識の欠如が、責任を逃れるための言い訳になることはありません。

適用範囲

本ポリシーは、大塚ホールディングス(株)及びその子会社⁴の役員と従業員(正社員・契約社員を含む、以下同じ)、派遣社員に適用されます。加えて、私たちは、大塚ホールディングス(株)の関連会社の役員と従業員、派遣社員、そして大塚⁵のために業務を行う第三者(業務委託先、代理店、仕入先など)にも本ポリシーを理解し、本ポリシーに従って行動してもらうよう努めなければなりません。

方針表明

1. 腐敗防止法令や規程の遵守

私たちは、国内・国外を問わず、適用される腐敗防止法や関連法令とその精神を共に遵守します。

2. 賄賂行為の禁止

直接・間接を問わず、第三者に影響をおよぼすことにより事業上の利益を不適切に得たり確保したりする意図で、いかなる「価値あるもの」⁶(例：賄賂、キ

³「第三者」とは、大塚にサービスを提供し、私たち社員自身が業務上で接触を持つ個人もしくは組織を指します。具体例：エージェント、ディストリビューター、サービスプロバイダー、コンサルタント、コントラクター、ブローカー、紹介人、ジョイントベンチャーのパートナーなど。

⁴ 大塚ホールディングス(株) (あるいは子会社) が 50%以下の議決権を保有している会社であって、かつ支配力基準にも該当しない場合は、本ポリシーは適用されません。

⁵「大塚」もしくは「会社」は、大塚ホールディングス(株) およびその子会社によって構成される大塚グループを指します。

⁶「価値あるもの」とは、価値のある有形または無形のものとして、あらゆる便宜の提供を含み、広義に解釈されます。次のようなものが例として含まれます(あくまでも一部の例の列記となります)。支払い、贈物、無料提供の物品やサービス、公務員や国有企業の従業員、彼らの近親者・

ックバック、贈答品や娯楽など)を提供もしくは受領することをしません。

3. 第三者(仲介者、エージェントなど)との関係

大塚との業務に従事する第三者にも本ポリシーに従って行動し、腐敗防止法令を遵守することを求めます。

4. デュー・ディリジェンスの実施

私たち⁷は、腐敗リスクを十分に検討するため、大塚の業務に携わる第三者に対してデュー・ディリジェンスを実施します。

5. 「円滑のための支払」の禁止

「円滑のための支払」(日常的な行政措置を円滑にまたは迅速に行う目的での公務員に対する支払)を行いません。

6. 研修

グローバルコンプライアンス・プログラムの一環として、年に一回以上、本ポリシーや腐敗防止法についての理解を深めるために研修を実施します。

7. 完全かつ正確な帳簿記録の保持

全取引に関わる内容(経費、明細書、会計記録、経費報告書、請求書、その他の取引記録)を正確かつ公正に反映し、詳細にわたる内容で記載した帳簿および記録を保持します。

知人を対象にした雇用の提供(雇用に要される資格を有するか否かに関わらない)、食事、娯楽(ゴルフなど)、旅費(本ポリシーに照らし合わせた上で、業務上の正当な必要性があると認められる場合を除く)、一般市民には入手困難とされる物品やサービスの割引、個人的な便宜、一般には非公開である企業についての重要な情報(インサイダー取引の引き金となり得る)など。「価値」を決定する上で、金額の制限は設けられていません。たとえ2, 3ドルであろうが、あるいは1万ドルであろうが、同様に違法行為と見なされる可能性があります。「価値あるもの」とは、外国公務員のみならず、その近親者や知人、もしくは慈善団体やプロジェクトなどに対して与えられる価値だということを念頭に置く必要があります。

⁷「私たち」とは、大塚ホールディングス(株)とその子会社を指します。

8. モニタリング

不正行為を察知・予防することを主眼に置いた内部統制を維持します。

9. 質問または懸念の報告

本ポリシーや関連法令の違反の懸念がある場合、または違反と見なされる可能性がある状況に直面した場合は、直ちに社内の法務またはコンプライアンス部門への報告をします。誠意に基づいて懸念や疑問を提起する人に対し、会社はいかなる報復行為も許しません。

贈答と接待

「贈答」は、例として次のような物を授受することです。製品、サービス、現金または現金同等物（例：小切手、貸付、株式、換金可能なクーポンや商品との引換をするギフトカードなど）、および業務上のもてなし、謝礼金、特別割引、便宜など、受領者が公正な市場価値を支払わずに得られる金銭的価値のあるものを指します。

「接待」は、例として次のようなものを含みます。食事、飲み物、娯楽、リクリエーション（例：スポーツの試合や文化的イベントへの招待）、旅行、宿泊（例：ホテル宿泊）、そして受領者が公正な市場価値を支払わずに得られるものを指します。

贈答や接待の合法性を判断する上で、最も重要となるのが、どのような意図に基づいた行為であるかという点です。該当の贈答や接待をめぐる個々の状況の中に不正な意図が存在してはなりません。何らかの事業利益を獲得する上で、受領者の決断や行動に影響を与える（もしくは、与えるとみなされる可能性がある）贈物や接待を依頼・受領・提供・約束もしくは与えることは、下記に記載された許容範囲を除いて一切してはなりません。腐敗の印象を第三者に与えかねないあらゆる行動も回避する必要があります。

許容される贈答や接待は、個々の状況に適した妥当な額であり、見返りを期待する意図に基づくものであってはなりません。さらには、現地の法令や規定で明示された金額内でなければなりません。法的かつ文化的に多様性に富む環境で事業展開をする私たちは、贈答や接待についての慣習が各国・各地域により異なる事実を把握しています。大塚の海外子会社・関連会社は、本ポリシーの

みならず、適用される現地の法令や業界基準も土台とした上で、許容される金額基準を明確化し実践する責任を担います。

許容される贈答は、原則として以下のすべての条件を満たす場合に限られます：

*贈答が、業務上の利益を獲得または維持するために第三者に影響をおよぼす意図で行われたものではない場合（限定された頻度で与えられる少額の贈物は容認されます。一般的に、贈物はビジネス上の礼儀を表すものにとどまらなければなりません。同じ人物や団体を対象に贈物が頻繁に与えられる場合、たとえ金銭的には少額であったとしても禁止行為になります。）

*贈答を行う上で、個人名ではなく大塚の社名が使用される場合

*受領者から見返りを得ることを期待せずに贈答の授受がされる場合

*その場の状況にふさわしい内容と価値の贈物である場合

*公然と透明性に基づいて授受される場合

*会社の会計帳簿に正確に記録される場合

*現地の法令や規定で許容されている場合

注意：現金、もしくは小切手やギフトカードなどの現金同等物は禁止

許容される接待は、原則として以下のすべての条件を満たす場合に限られます：

*業務との関連性を持つ場合（たとえば、あくまでも業務が主体となる会議の延長線上にあるものとして接待が実施される場合）

*接待の金銭価値、頻度ともに妥当なものである場合や、高額や贅沢であるといった印象をもたらさない場合

*相手側からの見返りを期待することなく授受されるものである場合

*仕事を獲得あるいは維持しようという不正な意図を表す、もしくは表すかにみなされるものではない場合

*会社の会計帳簿に正確に記録される場合

*現地の法令や規定で許容されている場合

寄付・献金

慈善寄付金

大塚の社名のもとに行われる慈善寄付は、現地法令に準拠したものであり、事業上の優位性を確保するという不正な意図に基づいたものであってはなりません。言い換えれば、慈善寄付が賄賂の隠れ蓑として利用されていないことを明白にする必要があります。

政治献金

会社の資金や物資を政治キャンペーンや政治団体、選挙候補者など政治関連における献金として用いることは禁止されておりますが、現地の適用法令で許可されている場合は認められます。

「円滑化のための支払」への対応

大塚は、公務員に対する「円滑化のための支払」⁸を厳しく禁じます。万が一、「円滑化のための支払」の要求を受けた場合は、直ちに、そして明確に拒否をし、上司および法務もしくはコンプライアンス部門への迅速な報告をする義務を担います。

第三者とのビジネス関係を築く上で

私たちは、法、倫理、そして業界基準に基づいて高い理念のもとに事業を行う以上、大塚のために業務に携わる第三者からも、自社の従業員と同レベルの基

⁸ 円滑化のための支払は、裁量権が必要とされない日常的な行政業務を迅速かつ確実にを行う目的で公務員に対し行われる少額の支払です。大塚では、生命・身体への危機回避という例外がない限り、円滑化のための支払を禁じます。

準に基づく行動を求めます。大塚の事業の一環を担う、もしくは大塚の代理を務める第三者の行動に対して、大塚が法的責任を問われる可能性もあります。つまり、大塚に適用される禁止事項は、会社のために業務に携わる第三者にも等しく適用されることとなります。腐敗行為防止を徹底させるために、第三者や仲介者などとの取引に細心の注意を払う必要があります。

第三者との関係を築くうえで、先ず第一に、腐敗防止さらには透明性と責任感に基づくビジネスへの大塚の方針の周知徹底をする必要があります。大塚との業務に携わる第三者は、大塚の方針に精通し、それに従うことが求められます。

適用法及び本ポリシーを遵守しない第三者とのビジネス関係は再考する必要があります。不正行為の兆候が発覚した場合には、社内の法務またはコンプライアンス部門に報告をする責任があります。

デュー・ディリジェンス

デュー・ディリジェンスとは、第三者の経歴や評価、財務記録、行動規準とそれに関連した研修、ビジネス手法、契約書やモニタリングなどについての調査を指します。一般的に、次のような状況により、腐敗防止という観点からのデュー・ディリジェンスの必要性が生じます。(a) 第三者のサービス提供を依頼する際；(b) 他社とのジョイントベンチャーを行う際；(c) 他社との買収・合併を行う際など。⁸このような場合において、ビジネス関係の開始段階のみならず開始後も、デュー・ディリジェンスを継続して行い、適用される腐敗防止法への第三者の遵守を確認する必要があります。

私たちは、想定される腐敗リスクに応じたデュー・ディリジェンスを実施します。デュー・ディリジェンスとは、第三者による事業活動の内容に則したものであり、個々のリスクや課題に焦点を絞ったプロセスでなければなりません。私たちは、重要な要素（事業分野や対象国、評価、実質的所有、業務遂行能力、経歴、財務状況、信用度、適用腐敗防止法令の遵守、業務範囲など）をもとに、対象となる第三者の腐敗リスクの度合いを決定します。

デュー・ディリジェンスは一度きりで完了するのではなく、業務の進行中にお

⁸ 企業が対象企業を買収・合併した場合、対象企業が直面する問題(違法行為、統制上の弱点、文書管理における問題点など)を買収企業もしくは新たに設立される企業が継承する可能性があります。この法的リスクを回避するためにも、買収・合併に先がけてのデュー・ディリジェンス、そして買収・合併後のコンプライアンスプログラムおよび内部統制の改善が必須となります。

いても必要性に応じて実行し、定期的に関係の見直しをします。再検討の機会を設ける頻度は、想定される第三者の腐敗リスク、また彼らが担当する業務の状況などにより決められます。

潜在的な危険信号

第三者との契約締結に先立ち、腐敗における潜在的な危険信号がデュー・ディリジェンスにより明るみに出た場合、それに適した対応をせねばなりません。「危険信号」とは、腐敗につながる意図の存在を示唆する活動や状況を意味します。そのような兆候が見つかった場合、追加調査と承認が必要となります。解決が困難な問題に直面した場合は、社内の担当部署に問い合わせてください。

以下に列記するのは、危険信号の一例です。

- *取引の拠点となるのが、腐敗リスクの高い市場とされる国である場合⁹
- *取引が、腐敗の前歴を持つ業界内で行われる場合
- *第三者に、違法または不正とされる行為を行った評判がある場合
- *第三者が、政府職員と家族関係もしくはビジネス上の繋がりを持つ場合
- *第三者が、デュー・ディリジェンスにおいて、偽り、または矛盾を含んだ説明を提供した場合
- *第三者が、業務遂行のための資格や経験、リソースに欠如している場合

会計帳簿と記録の管理

私たちは、正確な帳簿と記録を維持する責任を担います。会計帳簿や財務記録といった文書が、経費や支出、受領、資産処分などを含む全取引の詳細を的確かつ公正に反映させるよう努めなくてはなりません。大塚の名のもとにビジネス上の経費の支払いを許可された社員は、関係書類を添えた上で、その詳細を

⁹ 腐敗リスクの高い国を識別するためには、トランスパレンシー・インターナショナル（腐敗に取り組む国際的な非政府組織）による「腐敗認識指数」を参照します。これは、専門家による13種類のアンケート調査の報告書を統計処理し作成したもので、世界177カ国（2013年度の統計による）における公務員対象の腐敗認識レベルを示します。

適時に、すべてオープンかつ公正に報告をする責任があります。記録や口座においては、取引や資産処分に関するいかなる虚構も許されません。禁止事項の例として、偽りの経費や福利厚生費を申請するケースや、私用でありながら会社の経費と見せかけるといったケースが挙げられます。

モニタリング

私たちは、法令遵守の継続とさらなる改善に主眼を置いた内部統制を、事業活動全般において維持します。そのために、内部監査、そして外部機関による監査の双方を実施します。社内の帳簿や財務記録上の問題点を含め何らかの懸念事項がある際には、法務またはコンプライアンス部門に報告します。

周知徹底と研修

私たちは、事業の拠点によって、本ポリシーをオンラインもしくは冊子の形式で従業員に配信・配布します。新入社員や契約社員に対しては、入社時もしくは勤務開始日の説明会を通じて本ポリシーを入手可能にします。大塚で業務に携わる人は、本ポリシーを遵守することを誓約することが課されます。

会社の腐敗防止への取り組みにおいて、教育は重要な役割を果たします。私たちは、教育を一時的なものではなく、継続的なものとしてとらえます。私たち¹⁰は、定期的に、オンラインもしくはライブ形式で研修を実施し、腐敗防止についてさらに詳しいガイダンスの提供に努めます。

質問または懸念の報告

アドバイスを要する時や懸念事項を表明したい時、または不正行為の報告をしたい時には、機密性を保持した上で、(そして現地の法令で許可されるのであれば匿名性も保持した上で)、問い合わせてください。違法、不正、もしくは本ポリシーに違反すると思われる行動を観察した際には、法務部またはコンプライアンス部門に報告をする責任があります。

私たちは、いかなる報復行為も許しません。誠実さをもって、違反性が疑われる行為を報告した人物に対する脅迫やハラスメント、差別、その他一切の不適

¹⁰ 「私たち」とは、大塚ホールディングス(株)とその子会社を指します。研修は、聴衆の主要言語で実施されます。

切な対応を禁じます。

違反に対する罰則

本ポリシーに厳格に従うことが求められますが、本ポリシーに違反した場合には、会社が厳しい制裁措置をとることもあり得ます。さらに、違反行為は、大塚から規制当局への通知や、当局による処罰、または刑事・民事上の処罰といった可能性に繋がることもあります。

発効と制定

- ・本ポリシーの主管部門は、大塚ホールディングス（株）内部統制部とします。

改廃

- ・本ポリシーの改廃は、大塚ホールディングス（株）リスク管理委員会の決裁とします。

改定履歴

2014年11月1日制定

2017年5月1日改定

2025年2月3日改定

補遺：適用法令の概略

本ポリシーは、以下の国際法フレームワークを土台としています。

1. OECD（経済協力開発機構）「国際商取引における外国公務員に対する賄賂の防止に関する条約」
2. 「腐敗の防止に関する国際連合条約」（略称：国連腐敗防止条約）
3. 連邦海外腐敗行為防止法（The U.S. Foreign Corrupt Practices Act；略称：“FCPA”）
4. 英国贈収賄防止法（The U.K. Bribery Act）

FCPA と U.K. Bribery Act については、下記で詳細を説明します。

上記のフレームワークに加えて、各国における腐敗防止法の適用についても留意せねばなりません。大半の国が、独自の腐敗行為防止法を制定・執行しています（例：日本の不正競争防止法）。また、多くの国では、公務員への賄賂を禁じる刑法を制定しています。一方で、私人間での賄賂を禁じる法律も、世界的に増加の傾向を辿りつつあります。私たちは、業務に従事する国における適用法令に精通しておく必要があります。

腐敗防止法令は、各状況に応じて柔軟な解釈が可能です。この分野は内容が複雑を極めるため、必要な際には法務部を通じてガイダンスを得るようにしましょう。それぞれ個々のおかれた状況に応じての解釈がなされます。

FCPA

①FCPA は、国際市場における腐敗撲滅をめざす法律として革新的な意義を持ち、全世界で最も積極的な摘発例がみられます。FCPA では、個人と企業の双方に刑事上の責任が問われます。法の執行を世界規模で強化すべく、米国当局は、非常に広義な解釈のもとに法を適用しています。

②FCPA は、賄賂禁止条項と会計処理条項の二種類により成立します。前者では、企業による外国公務員への賄賂を禁止します。FCPA において、「外国公務員」の定義は、政府職員や公的機関の職員、または公的役割を果たす職員などを含みます。すなわち、外国の公的権限において行動する個人であれば、「外国公務員」に該当します。一般的に、賄賂禁止条項は幅広く解釈されます。

③禁止行為は、現金の授受や、旅行経費の支払い、贈答品進呈など、多数の形式に及んでいます。法律は、どの一線を越えると違法行為となるかという点について、明確な金額の基準を示していませんが、贈答が贈賄側の不正な意図（事業上の利益を確保するために、外国公務員の行動や決断への不適切な影響を与える意図）に基づいたものであれば、違法行為とみなされます。

④FCPA の会計処理条項では、米国証券取引委員会の管轄化にある企業が、会計に関する適切な内部統制と共に正確な帳簿や記録を維持することが求められます。

⑤米国司法省と米国証券取引委員会の双方が FCPA の執行機関となっています。司法省が刑法違反行為への対応を担いますが、司法省、証券取引委員会の双方が民事執行の権限を持ちます。双方の機関が、FCPA の執行を最優先課題に挙げています。

⑥FCPA は、関与した個人と会社に厳しい処罰を課します。たとえば、賄賂禁止条項違反により、会社は最高 200 万ドルの罰金、および最高 1 万ドルの民事制裁金、もしくはその双方が課される一方、個人は最長 5 年間の禁固、最高 25 万ドルの罰金、もしくは最高 1 万ドルの民事制裁金を課される可能性があります。近年の司法省による積極的な摘発例では、企業に対する多大な罰金や、個人への刑事処分などが顕著にみられます。FCPA 違反は、関与する刑法、もしくはマネーロンダリングや郵便・電信詐欺、輸出管理などにおける規制でも問題を生じる可能性があります。

U. K. Bribery Act

①世界で最も厳格かつ広範囲の管轄権を有する腐敗防止法として、U. K. Bribery Act は、賄賂を提供することと共に受領する事をも禁止しています。FCPA とは異なり、公務員のみならず民間人を対象とした賄賂行為も禁じています。

②U. K. Bribery Act は、英国系企業、非英国系企業を問わず、問題となる行為が英国内で生じた場合、もしくは英国内でビジネスの一部を行い、問題となる行為が全世界どの地でも起こった場合に適用されます。企業は無制限の罰金に直面し、個人は 10 年以下の懲役の対象となる可能性があります。社内でのコンプライアンスが推進されていることを証明する上で効果的な制度とコントロー

ルが維持されていることが要求されます。

FCPA と U. K. Bribery Act の域外適用

①FCPA と U. K. Bribery Act の適用範囲は拡張されています。国境を超越し、世界中どこで起こった不正行為に対しても、法の適用は可能です。この広範囲におよぶ管轄権を考慮した上で、国際企業は事業活動の拠点または関連会社や個人の国籍などに左右され、複数の腐敗防止法を遵守する使命を担うかもしれないことを認識しておかねばなりません。

②腐敗防止法全般において、幅広い解釈がなされます。どの地で事業を行うかに関わらず、FCPA や U. K. Bribery Act が私たちの行動に関与してくるかもしれないことを想定しておく必要があります。政府当局が全世界の個人や企業を対象に法執行を強化している事実は、近年の摘発例が浮き彫りにしています。